

第 20 回

熊本県議会

# 環境対策特別委員会会議記録

平成26年12月11日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 20 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成26年12月11日（木曜日）

午前10時1分開議

午前11時40分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の閉会中の継続審査について

出席委員（15人）

委員長 森 浩 二  
 副委員長 内 野 幸 喜  
 委員 西 岡 勝 成  
 委員 鬼 海 洋 一  
 委員 早 川 英 明  
 委員 水 室 雄 一 郎  
 委員 荒 木 章 博  
 委員 井 手 順 雄  
 委員 重 村 栄  
 委員 小早川 宗 弘  
 委員 松 岡 徹  
 委員 早 田 順 一  
 委員 山 口 ゆたか  
 委員 緒 方 勇 二  
 委員 橋 口 海 平

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 谷 崎 淳 一

環境局長 村 山 栄 一

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 江 藤 公 俊

環境立県推進課長 佐 藤 美智子

環境保全課長 川 越 吉 廣

自然保護課長 三 原 義 之

首席審議員兼

廃棄物対策課長 坂 本 孝 広

企画振興部

審議員兼

交通政策課課長補佐 財 津 和 宏

商工観光労働部

新産業振興局長 奥 菌 惣 幸

産業支援課長 古 森 美津代

エネルギー政策課長 村 井 浩 一

農林水産部

生産局長 山 中 典 和

水産局長 平 岡 政 宏

政策調整審議員兼

農林水産政策課課長補佐 宮 本 正

農業技術課長 園 田 誠

園芸課長 古 場 潤 一

畜産課長 矢 野 利 彦

農地整備課長 池 田 雄 一

首席審議員兼

森林整備課長 長崎屋 圭 太

林業振興課長 江 上 憲 二

森林保全課長 塩 木 康 博

水産振興課長 平 山 泉

漁港漁場整備課長 原 田 高 臣

水産研究センター所長 鎌 賀 泰 文

土木部

総括審議員兼

河川港湾局長 渡 邊 茂

土木技術管理課長 古 澤 章 吾

審議員兼

道路整備課課長補佐 植野 幹 博  
 審議員兼  
 都市計画課課長補佐 竹田 尚 史  
 審議員兼  
 都市計画課景観公園室長 緒方 誠  
 下水環境課長 宮本 秀一  
 河川課長 持田 浩  
 港湾課長 平山 高志  
 建築課長 田邊 肇  
 審議員兼建築課  
 建築物安全推進室長 上妻 清人  
 教育委員会事務局  
 義務教育課長 浦川 健一郎  
 企業局  
 次長兼総務経営課長 五嶋 道也  
 審議員兼総務経営課  
 荒瀬ダム撤去室長 堀内 眞二  
 工務課長 福原 俊明  
 警察本部  
 交通部参事官 高山 広行

---

事務局職員出席者  
 政務調査課主幹 福田 聖哉  
 議事課主幹 甲斐 博

---

午前10時1分開議

○森浩二委員長 ただいまから、第20回環境対策特別委員会を開催します。

去る11月27日に実施しました南関町及び長洲町への管内視察につきましては、エコアくまもとの現地視察や県漁連第一部会6漁協との意見交換等を行い、現場の状況をしっかり知ることができ、とても有意義な視察になりました。御協力いただいた執行部の皆さんには大変お世話になりました。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審議させていただきますので、よろしくをお願いします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の

保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、説明につきましては簡潔にお願いします。また、説明者は着座にて説明をお願いします。

それでは、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について、公共関与による管理型最終処分場の整備について説明をお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備についてでございます。

先ほど委員長の御挨拶にもありましたように、11月27日に、エコアのほうを御視察いただきまして、まことにありがとうございました。

当日の説明とほぼ重複することになるかと思いますが、簡潔に御説明をさせていただきます。

最近の取り組み状況についてでございます。

まず、工事関係でございますけれども、敷地内の造成工事と覆蓋施設工事は完了いたしております。雨水の集排水施設及び遮水工、管理棟の浸出水処理施設等の工事を実施しているところでございます。

ちょっと面倒でございますけれども、4ページをお開きいただきたいと思っております。

施工状況の写真を添付させていただいております。

この前御視察いただいたので、もうおわかりだと思っておりますが、覆蓋施設はそのようにも

う全部完成をしております。横広の2枚の写真でありますように、外からの外形並びに内から撮った部分ということで、覆蓋施設は完了しております。今後、下のほうの遮水工の工事等を実施していきたいと思っております。

右側の写真でございますが、浸出水の処理施設、全体の処分場の全景のところ、青色の、ブルーのシートが右側の下のほうにあるかと思いますが、その横のところは浸出水の処理施設の現場でございます。それについても、もう既に着工をしております、土台等ができ上がっている状況でございます。

次が、防災調整池の施工状況が2枚目の写真でございますが、この全景のところには写っておりません、右側の奥側になります。奥側というか入り口のほうになりますけれども、そちらのほうに調整池の今施工を進めておまして、今造成工事等を行っているところでございます。

さらに、全景写真の右側のエコアの全景がございませけれども、そちらのほうの右側のところにありますのが管理棟になります。管理棟につきましても、渡り廊下も既に形が見えておりますし、外形もほぼできつつあるというふうな状況でございます。進捗状況について、約5割弱ぐらいは進んでいるというふうな状況でございます。

もう一度2ページ目にお戻りをいただきたいと思っております。

非常に珍しい工事ということもありまして、11月末日までに工事現場の視察の受け入れがかなり多くなっております。現在、85件で延べ824名の方の御視察をいただいております。特に、大学、高校等の建築を専攻されている学生さんが多いように印象を受けております。

それでは、3番目のところでございます。

安定的な経営基盤の構築及び適切な運営への取り組みということで、業界等と今経営計

画や業務マニュアル等の作成を行っております。業界等とも今連携をとりながら、相談をしながら、いろんな価格面の設定とか、そういうものについて鋭意詰めているところでございます。

県としても、必要な助言、支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

次が、地域振興に関しましてですけれども、②の環境教育拠点に関する取り組みでございます。

これにつきましては、エコアくまもとを県北の環境教育の拠点として位置づけておりますので、環境立県推進課が実施する環境教育を行う人材の育成並びに環境プログラムと十分連携をとりながら、環境教育プログラム等の作成に努めてまいりたい、特に、循環資源等については、エコアくまもとのほうできちんとしたプログラムを設定してやってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○森浩二委員長 次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について、有明海・八代海の再生に係る提言への対応について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の6ページから7ページにかけてお願いいたします。

平成16年2月の有明海・八代海再生特別委員会の提言36施策のうち、黒丸をつけております5施策の本年度の取り組み状況等につきまして及びさきに関催されました有明海漁場環境改善連絡協議会の協議内容等について、あわせまして関係課から順に御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○川越環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

提言項目、海域環境への負荷の削減に対する工場、事業場の排水対策について、本年度事業のこれまでの経過を御報告いたします。

提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、いわゆる陸域から海域環境への負荷の削減を目的といたしまして、工場、事業場の立入検査による指導や排水調査等を行っております。

一番下の欄の取り組み状況等をごらんください。

本年度の取り組み状況でございますが、10月末までに、延べ310事業場に立入指導と排水の確認等を行い、基準超過となった6事業場に対し改善指導等を行っております。指導状況は、6件とも厳重注意で、全て改善が完了しております。基準超過の原因といたしましては、排水処理施設の管理が不十分であったことによるものでございます。

環境保全課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の13ページをお願いします。

環境に優しい農業といたしまして、くまもとグリーン農業に取り組んでいるところでございますが、本年度の特徴的な取り組み状況について報告をさせていただきます。

資料の一番下の欄にございます取り組み状況等というところでございますが、(1)くまもとグリーン農業推進本部会議を5月に開催いたしまして、その後、県民会議ということで「地下水と土と安全な農産物を考えるキックオフシンポ」を11月11日に開催いたしました。翌日に地下水と土を育む農業推進県民会議を開催しております。

次に、(2)ですが、11月14日現在でございますが、グリーン農業の生産宣言が1万3,397件、応援宣言が9,042件となりまして、順調に伸びてきているところでございます。

それから、一番最後の(5)で書いてありますとおりでございますが、現在、農業の力で地下水を守るということを目的に、地下水と土を育む農業推進条例(案)の2月議会上程を目指しているところでございます。パブリックコメントは、12月9日に終了いたしております。

以上でございます。

○鎌賀水産研究センター所長 16ページをお願いいたします。

提言項目は、海域環境への負荷削減、養殖場対策でございます。

1番の①提言の実現に向けた取り組み概要でございますが、(1)魚類養殖場で発生する環境負荷を低減できる藻類の養殖技術の確立を目指すものでございます。

(2)のほうは、赤潮プランクトンを摂餌する二枚貝の養殖技術を開発しようとするものでございます。

2番、平成26年度の取り組みでございますが、一番下の欄、取り組み状況のところをごらんください。

(1)のところ、天然海域で自生しますヒトエグサから、9月から11月にかけて採苗を行っております。これは人工的に種網をつくることを意味するものですが、現在、その網を希望する漁協に配布して現場で養殖試験を行っているところでございます。

(2)のほうですが、二枚貝であるアサリをかごに入れて海中につるした状態で養殖をし、その基質となるもの、砂のかわりとなるものが、ケアシェルあるいはアンストラサイトといったものでございますけれども、そういったものの配合割合や収容密度などの条件を変え、11月から試験を行っているところでござ

ざいます。

水産研究センターは以上でございます。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

資料の22ページをお願いします。

提言項目は、干潟や海底等の保全、改善で、施策は、干潟の耕うん、作濘、覆砂、藻場造成等の事業の実施でございます。

今年度の取り組み状況ですが、2の平成26年度の取り組みの②取り組み状況等の欄をごらんください。

耕うんにつきましては、玉名市沖及び熊本市沖の2カ所において、水深20メートル程度の海底耕うんを7月に実施しており、来年2月まで耕うん前後の生物量の変化を調査し、底質の変化やクルマエビ等の生息環境の改善状況を把握することとしております。

県営覆砂では、25年度からの繰越事業により、熊本市及び宇土市地先において25ヘクタール、八代市地先で5.5ヘクタール、合計30.5ヘクタールの造成を実施しました。さらに、26年度予算で、荒尾市、長洲町、熊本市及び宇土市地先における4地区において合計11.8ヘクタールの造成を実施し、全て9月末までには完了しております。また、八代市地先では、荒瀬ダム上流の堆積砂を用いた4ヘクタールの造成を来年3月に発注予定としております。

最後に、藻場につきましては、天草市五和町地先において1ヘクタールの造成を8月に発注いたしまして、12月中旬には完了予定となっております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○平山水産振興課長 水産振興課でございます。

28ページをお願いいたします。

提言項目、水産資源の回復等による漁業の振興、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進で

ございます。施策は、アサリなど漁獲サイズや漁期の制限等、資源管理の強化でございます。

一番下の取り組み状況をごらんください。

現在、アサリの漁獲量は、稚貝発生量の減少やホトトギスガイやナルトビエイなどの外敵生物の増加、さらには、熊本広域大水害による土砂の堆積等により過去最低水準となっております。

そのため、漁場の作濘や覆砂などのハード事業とあわせまして、ホトトギスガイの駆除などの漁場管理と、漁獲サイズや漁期を制限するなど、適切な資源管理を推進することでアサリ資源の回復を進めております。

また、あわせて保護区を設定するとともに、産卵する母貝を人為的にふやすため、人工種苗の中間育成や放流手法についても試験を進めているところでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

9月議会でも御説明させていただきましたけれども、有明海漁場環境改善連絡協議会が開催されましたので、その経過について御報告いたします。

有明海漁場環境改善連絡協議会の開催と本県の対応についてでございます。

10月21日に、有明海漁場環境改善連絡協議会が開催され、協議会委員の拡充と知事レベル会合を開催できるようにすることや、協議会の協議内容に、水産資源の回復、海域環境の改善など、4県が協調した取り組みの推進を追加する規約の改正が承認されたところでございます。

協議会の中で、本県からは、有明海再生には抜本的対策が必要であり、国のリーダーシップが必要であること、水産資源の回復や海域環境の改善は大変重要な課題であるため、4県協調の取り組みについては、抜本的な対策につながるよう、幹事会等で議論を深めること、漁業者が効果を実感している海底耕うんについては、事業の内容や規模を拡大して

実施することなどの提案をいたしました。

本県の提案に対し、国からは、他省庁との連携についても検討をすること、知事レベル会合については、大きな政策判断が必要な時点で開催すること、4県連携の調査については、担当者会議の中でしっかり検討するとの回答がございました。現在までに2回の担当者会議が開催され、調査の内容について検討が進められているところでございます。

水産振興課は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する件について、地球温暖化に関する最近の動向について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

46ページをお願いいたします。

最近の国際的動向等について簡単に御説明をしたいと思います。

全ての国が参加する平成32年以降の新しい枠組みづくりに向けまして、平成27年までに合意することがC O P 17で決定をされております。

その後、平成25年11月のワルシャワ合意では、全ての国が新しい枠組みに参加することを再確認するとともに、合意に先立ちまして、各国が早期に削減目標を示し互いに検証することが決められました。ことしの秋までに、アメリカやEU等、新たな削減目標案を表明しましたが、日本は、国内のエネルギーミックスに関する議論が固まらず、目標案の設定がいまだなされていないという状況でございます。

現在、ペルーのリマでC O P 20が開催されておりますが、合意案の骨格づくりに向けての議論が行われておりまして、注目をしているところでございます。

参考としまして、下のほうにこれまでの国際的な枠組みについて及び日本の温室効果ガ

ス削減目標設定についてまとめております。説明のほうは省略させていただきます。

温暖化に関する最近の動向についての説明は以上でございます。

○森浩二委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の47ページをお願いします。

平成21年3月の本特別委員会の提言9項目のうち、黒丸をつけております6項目の本年度の取り組み状況等につきまして、関係課から順に御説明をさせていただきます。

それでは、引き続きまして、資料の49ページをお願いいたします。

提言項目は、(1)の事業活動における取り組みの推進についてでございます。

②の取り組み状況等から御説明させていただきます。

なお、前回資料から修正を行ったところを下線で示しておりますが、そのうち太字の部分を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、(ア)の事業活動温暖化対策計画書制度の円滑な運用でございますが、(a)の下線部に記載しておりますとおり、省エネ設備導入補助などにおける優遇措置の導入等によりまして、この制度に任意参加する事業所が増加、全体として計画書提出件数が伸びているところでございます。

①の事業活動温暖化対策計画書でございますが、291事業者からの提出があつておりまして、前年度より38事業者増加をしております。

②のエコ通勤環境配慮計画書では、66事業者からの提出があつており、前年度より23事業者増加をしております。

③の建築物環境配慮計画書では、ことしの10月時点までに353建築主からの提出がっており、今年度は44建築主からの提出となっております。

次に、(イ)の事業者への情報提供、支援の(a)熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議でございますが、この会議は、県民や環境団体、事業者と連携して、CO<sub>2</sub>削減に向けて具体的な取り組みについての協議等を行うものでございますが、県民運動のさらなる拡大を図るため、来年1月22日の開催に向けまして、ただいま準備を進めているところでございます。

事業活動における取り組みの推進については以上でございます。

○財津交通政策課審議員 交通政策課でございます。

資料は53ページをお願いいたします。

公共交通機関の利用促進に係ります取り組み状況等について、ポイントを絞って説明させていただきます。

(1)ノーマイカー通勤運動の強化等の(エ)電気自動車等の普及促進でございます。

まず、(a)ですが、平成22年度に策定しました熊本県EV・PHVタウン構想に基づきまして、電気自動車用充電器の整備を進めております。急速充電器については、ことし6月に5基の整備を完了しております。また、普通充電器につきましても、今年度中に26基の整備を完了するよう取り組んでおります。

次に、(b)でございますが、超小型モビリティの普及をテーマに、今年度は、県内自治体の公用車や観光地でのレンタカー利用、県内企業の事業用車両としての利用、さらには一般モニターへの貸し出しなど社会実験を実施しております。

次に、(3)乗り継ぎの円滑化でございます。

資料は、54ページをお願いいたします。

(イ)のJR豊肥本線を活用しました空港ライナーの試験運行についてでございます。

運行開始からことし10月までの利用者数は17万6,000人を超えました。1日の利用者数も着実に増加しております。

交通政策課は以上でございます。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の56ページをお願いいたします。

提言項目は、(3)の家庭における取り組みの強化についてでございます。

②取り組み状況等の(1)ライフスタイルの転換に向けた啓発でございますが、1つ飛ばしまして、(イ)の各種広報、イベントの実施をごらんください。

国や熊本市、九電と共同で、節電街頭キャンペーンを、夏季は7月と8月の2回、冬季は今月の1日に実施をしております。チラシの配布により、節電行動を通した温暖化防止対策について呼びかけをいたしました。今夏の九電管内の家庭用電力は、平成22年度比で約10%減となっております。

次に、県主催の総ぐるみくまもと環境フェア2014を、10月11日、12日の両日にグランメッセで開催をいたしました。残念ながら、台風19号の接近によりまして、2日目は午後1時で終了せざるを得ませんでした。昨年より3割程度減少しましたものの、荒れ模様の中、7,000人の方に御来場をいただいております。

次のEcoエネルギーCafeは、再生可能エネルギー発電システムや関連機器についての市民の関心と購入意識の向上を図るために、下通で展示等イベントを実施いたしました。

飛ばしまして、(キ)をごらんください。

地球温暖化防止活動推進員でございますが、法律に基づきまして県が委嘱するもので、現在81人の方が活動をされております。



その方たちの普及活動を支援するため、熊本地球温暖化防止活動推進センターと連携をしまして、県内5カ所で推進員の方々同士の意見交換会を開催しております。地球温暖化対策地域協議会は、法律に基づき設立するもので、現在8地域で11団体が活動をされています。

家庭における取り組みの強化についての説明は以上でございます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の58ページをお願いいたします。

森林吸収源対策の推進についてでございます。

吸収源対策につきましては、森林所有者の負担軽減を図りながら、間伐による森林整備に取り組むこと、それと企業の森づくりを促進すること、この2点を提言としていただいております。

平成26年度の取り組みでございますけれども、資料の59ページの(2)企業等の森づくりの促進の(イ)でアンダーラインを引いておりますけれども、五木村の県有林におけるオフセット・クレジットの販売でございます。アンダーラインを引いているところが、前回の委員会における御報告以降にCO<sub>2</sub>を販売した実績でございます。これまでのところ68トン、額にして45万円ほどの販売になっております。

引き続き、企業等へのPRを図りながら、オフセット・クレジットの販売に努めてまいります。

以上でございます。

○森浩二委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はありませんか。

○荒木章博委員 ちょっと今度は私も用があって行けなかったんですけども、処分場の全景の、この屋根の上に太陽光はできるんですかね。これ、評価で太陽光をとった社長は石原さん、これは企業的に大丈夫かなと思ってですね。

それとあわせて、ファンドを募集してありますが、これも、ファンドの貢献というのが15点の得票の中で採点をもらわれているんですけども、そのファンドは、今大体どのくらいの金額で、どのくらい——10数%しか聞いてないんですけども、3月末まで、どのくらいの今状況か、それだけちょっとお尋ねしたい。

○村井エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

まず、企業が大丈夫かということが1点目でございますけれども、私どもは、一応審査の段階で企業についても審査させていただいております。いいくに県民発電所につきましては、10社の企業が共同で事業を行われるということで、特に経営面で問題はないというふうな有識者の判断もいただいた上で認証したものでございます。

次に、ファンドの募集状況でございますが、きのう現在で、ホームページに出されている状況でございますが、121人で910万円出資がなされているというふうに確認できております。

○荒木章博委員 だから、予定の金額の何%かということを知りたいわけですよ。

○村井エネルギー政策課長 目標額は5,000万と聞いておりますので、18.2%になります。

○荒木章博委員 あと4カ月ぐらいしかないですね。そうした中で、目標に達成できるよ

うに——どういう状況ですかね、これで18.2ですからね。そして、5,000万を希望で910万しか集まってないということですからね。それと、県外と、ここには県民参加ということで、県民からの資金を募るということで、県民参画を主体とするということですが、この状況はどういう状況ですか。

○村井エネルギー政策課長 まず、県内、県外については、経営情報であって明らかにされてない状況でございますので、私どもも知り得る立場にございません。

また、事業全体がおおむね5億円程度の総額でございますので、そのうちの1割程度を小口ファンドで集めるという目標は持っておりますが、たとえ小口ファンド分において目標額に達しなかったとしても、不足分は県内金融機関あるいは自己資本で調整するというふうに伺っておりますので、事業への影響はないと思っておりますが、ただし、県民発電所の趣旨からいって、できるだけ目標額をクリアしてもらいたいということで事業者にもお願いしておりますので、事業者において積極的に募集のPRを行っている状況でございます。

○荒木章博委員 課長が言われたとおりですね。これは、県民発電所ということで、それをうたって、これは、得点分を、100点満点の15点を、この県民参画ということで承認をしているわけですね。この得点の選び方はですね、これ見せていただくと。だから私は、県民に広く募る——聞いとつとかな、課長。聞いとつとですかね……(村井エネルギー政策課長「はい」と呼ぶ)県民に広く募り、やっぱりこの利便性をやっていくというのが一番のこれはやり方だと思うんですね。

要するに、この選定の仕方にも僕は少し問題があったと思うんですよ。だけん私は、これは、蒲島知事の後援会資金に代表される大

型の後援会資金を出す企業あたりも、これに入っとるわけですよ。だから、選定するときはしっかり考えてやらなきゃいかぬと思う。

そしてまた、これ石原さんというのは市長選に出た人なんだけど、この決起大会に小野副知事の奥さんが応援に出ていくとか、何かおかしいんですよ、一つ一つの問題が。

しかし、余り小さいことはもう言いたくないけれども、この18%というのが、やっぱりもう県民発電所で小口を集めなくてもできるという考えではなくて、最初からの基本理念でやっぱり小口も集めていくということ、その企業側にはきちんとした物を言うべきじゃないかと思うんですけれども、部長、最後に、そのことだけ答えていただきたいと思うんです。

○谷崎環境生活部長 今エネ課のほうから申し上げましたように、私どもとしても、小口ファンドの今の状況というのは、先ほど申し上げましたように18.2%ということでございますので、3月までの募集期間ではございますけれども、さらにその県民の参加による発電所ということですので、できるだけ小口ファンドについては私どもの期待どおり5,000万のファンドを集めていただくように、我々側としても強く要望していきたいと思っております。

○荒木章博委員 最後に、これはもうやり方がどうのこうのはもう私も言いたくないんだけど、きちんとした取り組みの中で、もう県が選定しているわけですから、いろんな方々に迷惑かからないように、県民に迷惑かからないように、やっぱりきちんとした行政指導をされて、この企業を運営されない僕はいけないと思うんですよ。引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○氷室雄一郎委員 私も2回、この問題は代表質問でも取り上げまして、基本理念というのは、1割、5,000万という県民の方々の県民による県民の発電所という大理念を掲げてスタートしたわけでございますので、何かその原点がぼやけていつの間にかこうなってしまうと、ここに至ってはこうなっていると。

今課長がおっしゃった、県内、県外の割合も企業の問題だからわからない、そういうことは、大前提が県民の県民による県民の発電所ということでございますので、その辺ぐらいきちっとつかんでいくということは、やっぱり県の責任の一端をしっかりと担っていただかな、これは非常に困ると思うわけですよ。

もうこれから後、若干また小口ファンドについては努力をされると言われますけれども、それは向こう側の問題であって、何を——根本的な出発の段階の原点を、きちっと確認を向こうに求めないかぬわけでございますので、どのくらいかわかりません——恐らくそういう5,000万というのは届かないというのはわかるとるわけでございますけれども、しかし、その内容ぐらいはちゃんとここで発表——わからぬというのは甚だおかしな問題で、また、もう一つの発電所もあるわけでございますので、その二の舞を踏まないように、ちゃんとやっぱり県が基本的な理念はきちっと抑えて、それを譲っちゃならぬと思うわけですよ。そうせぬと意味がなくなってしまうので。

いろいろ会社の問題等もあります。私はそういうことには触れませんけれども、県の姿勢の問題だと思っておりますので、しっかりお願いしますよ。

○村井エネルギー政策課長 先生のおっしゃるとおり、県民発電所構想の理念を踏まえて、しっかりと事業者を指導してまいりたいと思います。

○森浩二委員長 ほかにありませんか——ないですね。

なければ、次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 この前、荒尾から玉名の海岸を見せていただいたんですけども、そのときにちょっと気づいたんですが、アサリ貝も少々ありましたけれども、貝殻といえますか、貝の死体というんですかね、要するに波打ち際にかかなりの量が打ち上がって、あれは大体普通ああいう状況があるものですか。

○平山水産振興課長 貝が多かった当時の死に殻が撤去されませんので、波浪によってあれが浅いところに打ち上がってくるという状況は、各浜にございます。

○西岡勝成委員 天草あたり、私も海岸はよく見ますけれども、あんな形で貝殻が波打ち際に——まさか人間が食べたやつを捨てるわけじゃないでしょうから、物すごく多いなという感じしたんですよ。だから、自然界の中で、そういう貝類が死んで、その殻が波打ち際に打ち寄せられているのかなという感じがしたんですが。

と申しますのも、この前もちょっと申しましたが、アサリにしても、中国や北朝鮮から持ってきて、一時蓄養をやりますよね。この前も言いましたけれども、クルマエビにしても、真珠の養殖にいたしましても、これは何が原因かわかりませんが、もう20年ばかり前に壊滅的なウイルスで天草のクルマエ

ビがやられました。真珠も80億円あった水揚げが2～3億に減ってしまったと。これはもう原因が多分ウイルスじゃないかと私は思っているんですけども、そういうことで、他国から持ってきた貝を蓄養するというのは、非常に私は危険な部分があるんじゃないかと思うんですけども、その辺の海域の指定とか規制とか、そういうものは何もないんですか。

○平山水産振興課長 現状の中で、蓄養という形でアサリが一時漁場に置かれるという状況はございますけれども、アサリを入れることに対する規制というのは、現状ではないという形になります。

○西岡勝成委員 その原因は極端な水害の影響もあるでしょう。いろいろな要因があると思いますけれども、アサリの生産量が激減してますよね。これは海に関係されています村上先生もおっしゃっていましたが、そういう外国から持ってきた貝によって、ウイルスが落とされるという可能性だってないことはないと思うんですよ。鳥にしてもそうですから。飛んできて、鳥インフルエンザにいたしましてもそういうものがあるわけで、貝あたりもそういうものがないとは言えない部分があるので、この辺は、やっぱり一つテーマとして、研究テーマといいますか、調査としてやっていく必要も私はあるんじゃないかなと思いますけれども、どうですか。

○平山水産振興課長 おっしゃるとおり、過去にクルマエビの種苗を国外から入れて病気が蔓延したという状況もございますので、アサリに関しても、そのおそれというのは当然ながらあるかと思えます。

残念ながら、現状の国内のアサリの生産では需要を満たせないということで、一定以上の輸入というのはやむを得ないかと思えます

ので、やはりそこは新たな病気の発生のもとにならないようにしっかり監視をしていく必要があるかと思っております。

○西岡勝成委員 検疫というか、そういう、何か途中でやるとか、そういうのはないんでしょう。してないんでしょう、全然。

○平山水産振興課長 通関手続のために、税関のほうで一時海域に置くということはされてますけれども、それはあくまで通関のための一時置きという形でしかないかと思っております。

○西岡勝成委員 これは大事な視点だと思うので、その辺もちょっと原因究明の一つの課題にする必要があると思うので、よろしくお願いをいたしておきます。

○森浩二委員長 ほかに。

○井手順雄委員 23ページ、環境にお聞きします。

中段の課題というところに「縮小してきたが、依然として」「環境は回復しておらず」というようなことを記載してありますが、実質的に3年以上採取してないというような状況下の中で、回復してないというのは、どういところが、全然環境が変わってないということですか。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

前回の委員会でも、そういう御指摘をいただきまして、まずは、県のほうで、水質汚濁防止法に基づきまして、海域全体の環境を把握するために、環境基準点というのを設けて定期的な観測を行っておりますので、海砂利採取区域の周辺について見てみましたけれども、ほぼ横ばいで推移しておりまして、大き

な変動は残念ながら見られませんでした。

いろんな調査物を見てみましたが、海域環境の変化といいますのは、その要因が非常に複雑多岐にわたっておりまして、相互に関連をしているという状況でございます。したがって、海砂利採取という行為だけを取り上げまして、海域環境に与える影響を抽出するということが、非常に難しいというふうに認識をしております。

また、昨年の4月から、海砂利採取を全面禁止したところでもございますので、ほかの対策とも相まって海域環境が回復してきたということを実感できるまでには、もう少し時間を要するのかなと思いますので、その点の御理解をいただきたいと思っております。

○井手順雄委員 じゃあですよ、そもそも論でいけば、あなたたちは、海砂利採取が有明海の海域または八代海の海域に悪影響があることが懸念されるから採取を削減していくんだと、その根拠はどこにあったんですか。数字的なものを示してください。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

このことにつきましては、御承知のとおり、平成12年に赤潮被害が起こりまして、それ以来さまざまな対策を実施してきましたけれども、なかなか海域環境や漁業生産が回復しないという非常に差し迫った状況の中で、国の基本方針ですとか議会からの提言もいただきまして、採取量の段階的な縮小に取り組んできたというところでございます。

そのような中で、違法採取が相次ぎまして、削減計画の限界が判明をいたしました。また、この海域での民間業者による海砂利採取を許可しているのは本県のみであったということもございまして、関係者の意見もいただきながら、全面禁止に踏み切ったものでございます。

実際、海砂利を採取することによりまして、水深の……（井手順雄委員「そがんとは聞いとらぬばい」と呼ぶ）

○井手順雄委員 そういったことを聞いているわけじゃないんですよ。海域に悪化する懸念があるということは、どういうことがあるから懸念があるんだということで、この採取または禁止という形になったわけでしょう。その結果が——なら、逆に聞けば、もう3年以上たって海況は変わらぬと。何年たてば海砂利採取せぬでよかったのかなという結果は、どのくらいあったら出るんですか。

そういうのを考えぬで、こういったことをやっていく、ならば、さっきの覆砂事業も、今後の砂というのはもうないというわけですから、ならどこから持ってくるんですか。これは書いてありますけれども、代替材をどうやらと書いてありますけれども、これは無理なんですよ、ほかから持ってくるのは。基本的に多量の何万立米という量を持ってくるわけですから、その覆砂材もなくなってくる。

こういったところの懸念があるから、海況を調べても何も変わらぬけん、回復しておらずということ自体を堂々と書くこと自体がおかしいんですよ。これはやめたからこういった環境がよくなったんだと、こういう根拠があって禁止したんでしょう。根拠がないということ堂々と言ったら禁止した意味がないじゃないですか。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

なかなか、今の御質問に対して定量的に答えるというのが難しゅうございますが、海砂利を採取することによりまして、水深の増大ですとか、海底地形の変化、それから濁りの発生などの環境負荷が増大するということは明らかでございます。環境負荷を最小限にす

るためには、その予防措置として、その全面禁止の措置を継続せざるを得ないと考えております。

○井手順雄委員 あのね、なら底質がでこぼこになるから環境悪化するんだと、そこに魚がすみついて卵を産む場所があるんですよ。漁師さんたちはそう言って、でこぼこしたほうがいいという意見もあります。それがいかぬというわけですね。そういうことじゃないんですど……。私が言いたいのは、砂を確保せないかぬとですよ、今後。ほかに何かありますか。抜本的対策で有明海のヘドロを全部撤去しましょうとか、そういった対策はないでしょう。

先ほどもアサリの話がありました。やっぱり環境整備をするには覆砂しかないんですよ、今。その砂自体がもう県外から入ってこなくなる。そうした場合、どこから持ってくるんですか。このことを長期的な視点から考えれば、砂の確保、これを再度考えなくちゃいけないんですよ。この現時点において、水産振興という立場から。

環境がそういうことばかり言いよるから、水産ができないんですよ。水産は欲しいんです、砂が。それも、先ほどおっしゃったとおり、有明海の砂を持ってきて有明海に置けば、外来種とか病気とか入ったらぬわけですね。県外から持ってくる砂と違って、安心、安全です。その砂というのは、もうアサリが絶対育つという実績があるわけですよ。それをあなたたちは禁止しとるわけたい。

そういうところを水産振興という観点からも環境あたりは考えてくれなくちゃ、禁止したけれども回復しとらぬて堂々と書くことがおかしいもん。回復しとるというならば、なるほどと水産関係者も納得しますよ。なら掘っても掘らぬでも一緒じゃないかと、そういう感覚にならせぬですか、こういった流れで

いくなれば。どやん思いなるですか、環境は。

○佐藤環境立県推進課長 過去の経緯をずっとひもといてみますと、やはり社会的な要請として予防的な措置をとらざるを得ないというふうに考えております。

○井手順雄委員 掘っても掘らぬでも回復しておらずでしょうが。そういうことじゃないでしょう。どうですか。はい、もう一回。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

海域環境の改善につきましては、定量的には今のところ示せませんが、環境基準点で定期的な観測を行っておりまして、その中で定量的に示すことはできませんが、とにかく全面禁止をいたしまして、ほかのいろんな対策と相まって効果が出てくるのにはもうしばらく時間がかかるとお思いますので、長い目で観測をしてみたいと思っております。

○井手順雄委員 もう一回聞きます。それでは今話したように、今、二枚貝、アサリ貝とかハマグリ、二枚貝の育成には、この覆砂というのが一番今即効的な効果があるという認識は持っておられるですね。

その中で、砂の確保というのが県外からできなかった場合、県内で覆砂をしなくちゃいけない。そうした場合、有明海の砂をとってそこに覆砂する、八代海は八代海の砂をとって八代海に覆砂する、こういうことはありなんですか。逆に聞きます。そういうことはできるんですか、環境から考えたら。佐藤課長、お願いします。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

25年の3月に、対応方針を議会の御支援も

いただきながら決めたところでございますが、その中では県営の覆砂事業というのは規定をしております、その中では、覆砂事業、砂利採取をして覆砂事業をすることは可能と考えております。

○井手順雄委員 最後に、部長に。

やっぱり砂の確保、これは今から大事と思いますし、これとあわせて干潟の抜本的な対策、これは今水産のほうで一生懸命協議して、どうしていくかというのは協議されております。

それと並行して、やっぱり砂の確保、これをやっぱり今後していくべきであろうと。もう何がなんでも海砂利採取はできないんだということじゃなしに、やっぱり覆砂用の砂の確保は——建設資材等の砂は砂で、また別にいろいろやり方がありましようけれども、この水産振興という観点から、この砂の確保というのは、ぜひとも環境を含めて——水産に聞かなんとかが、何でこう環境に聞かなんとかなという話ですが、私からしてみたら。やっぱりそういうところは、ちゃんと協議した中で庁内一本化して、事業に対してどやんか支障がないような方向に持って行っていただきたい。これは要望でございます。

○佐藤環境立県推進課長 庁内の関係課、環境だけではございませんで、水産振興の点、それから産業支援の点から、連携をして対応方針を策定いたしておりますので、対応方針を前提といたしまして、今後とも井手先生の御要望に向かひまして、庁内関係課連携をとりまして対応していきたいと思ひます。

○井手順雄委員 お願いします。

○谷崎環境生活部長 今井手委員のほうからお話がありましたように、切実な漁民の声を代弁していただいたんだろうと思ひます。

覆砂につきましては、我々も、この前、特別委員会の皆様方とともに、アサリの養殖されているところを見させていただきました。もう本当に覆砂が非常に大切であるということは漁民の方々の口々から出ておりましたので、その大切さというのは十分認識いたしました。

今、県外産のほうの海砂利がどうなのかという状況がありますが、これも今佐藤課長が申しあげましたように、一応県庁内で水産も入れたプロジェクトの中で検討させていただいていますが、今のところ、県外産を持ってくることについては、支障はない状況にあるらしいんですが、ただし、今後、本県と同じような形で、環境保全の観点から、海砂利の採取について制限されてくることは想定されます。

そういう中で、代替材の検討について土木とか商工のほうでも進められておりますし、それと、今、航路しゅんせつ等によるところの海砂利の確保ということも、一方では検討しなければいけない部分でもございます。

この前からも、漁協の対応についていろいろと御提案をいただきましたけれども、今後、そういった航路しゅんせつ等の対応についても、検討の一つの課題に上がっていくと思ひます。

いずれにしても、この覆砂の砂の確保というのは大きな課題であると認識しておりますので、引き続き庁内で検討させていただきたいと思ひます。

○森浩二委員長 井手委員、いいですね。

○井手順雄委員 はい、いいです。

○鬼海洋一委員 今の問題で少し議論として参加をしたいというふうには思っているんですが、ことしの2月議会できまざま発言をさせていただきます。それを振り返っていただ

くといいというふうに思うんですが、今覆砂の問題がありましたけれども、なかなか過去覆砂をしても、なおかつ、なかなかこのアサリ貝の確保ができないという。じゃあそれは何だろうかということで、例えば、今有明海そのものが、ヘドロの堆積だとか、あるいはまた新たな観点から西岡県議のお話がありましたけれども、韓国産あたりを一時そこに生育させていくという、その一時蓄養というものについても、ウイルスということ懸念されるんじゃないかというお話がありました。

そして、今課長のほうからも、その懸念がないわけではないというようなお話もあったわけですが、アサリが死滅するという可能性がそこに見られるとすれば、それはやっぱりどこかでびっと調査をして、その辺の結論をまず出すべきではないかというふうに思ってまして、ぜひ、先ほどお話がありました平山課長の答弁どおり、このウイルス等に係る課題についても早急に調査をすべきではないかというふうに思います。

そこで、覆砂をしても覆砂をしてもなかなか難しいというその判断の中から、つまり有明海に今起きている構造的な問題について解明すべきだということから、今回県の国に対する提案等を見てみましても、有明海に対する構造的な変化、こういうものを解明するための努力をしてほしいという国に対する要望も出てきておるわけでありまして、まずはその点をやっぱり抜本的にやらなければ——じゃあ覆砂をして解決するんですか。ずっとこの数年間は、覆砂をしてもしてもなおかつなかなかうまくいかないという現実の中で今日に至っているわけですね。

しかも、今お話にもありましたけれども、県内の砕砂、つまり海砂利採取については、かつて我々も、その当時から参加しているわけですが、有明海環境の保全のために、しかも我々がやったのは、漁を再度活性化するために、その取り扱いを深刻に真剣に議論をし

ながらやってきたわけですから、その歴史的な経過についても、もう一回やっぱり判断をいただいて、何か今の部長の答弁を聞いておりますと、その辺が、基本的な認識について、現状対応という意味から少し薄らいでいるんじゃないかというような感じもしたものですから、あえて申し上げたところでして、ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

1つ質問したいのは、この前漁場を見せていただきました。あそこの漁協は、何だったかな……（「熊本北部」と呼ぶ者あり）北部漁協、ここですごいものを見せていただきました。冊子であれほど立派に出ていたのは初めて見ましたが、山砂をそこにに入れて、それから、アサリの養殖の状況について、非常に顕著な成果が上がったというようなお話、説明をいただいてびっくりしたわけですが、これまでの報告では、山砂利の実験等についても、例えば網田漁協あたりが取り組んでいただいているわけですが、余り大した成果はなかったというような、そういう報告を聞いていたものですから、あの漁協の報告には実はびっくりいたしました。

その辺で、この山砂の効果について、再度、県としても、漁協があればほどの立派な調査をやっているわけですから、それを受けてやるかやらないか、もう一回検討すべきじゃないかというふうに思うんですが、その辺の状況は拝見をされていかがでしょうか。

○原田漁港漁場整備課長 県外産の海砂も、いつまで手に入るかわからぬという状況の中で、現在、県としましても、覆砂材の違いによるアサリの立ち方を比較するために、川口漁協地先におきまして、県外産の産地の違いとか、砕砂、碎石を砕いた砂、あるいは削土砂、砂の材料の違いによる比較をやっていますが、おっしゃったように余り効果が出てない部分も確かにございました。



山砂による——実験的に北部漁協が今やっているわけなんです、その効果につきましては、うちのほうとしまして、水研と北部広域本部水産課が25年7月及び26年6月に生息状況調査をやっております。この調査結果と県外産海砂を用いた調査結果を比較しますと、一概にどちらがよかった悪かったというのが、まだ調査回数が2回と少ないものですからはっきりと差は出ておりません。

ただ、おっしゃるように、山砂も今後の覆砂材としてやはり検討していく必要はあろうかとは考えております。ただ、現在のところ、若干山砂のほう、運搬費用とかを考えますと、4割から5割ぐらゐは割高になってしまうということがあるものですから、その辺を考慮しながら、山砂もひっくるめて、今後の覆砂に用いる材料、いろんなものをちょっと我々としても検討していこうとは考えております。

○鬼海洋一委員 わかりました。

それで、もう一回話は返りますけれども、国に対する要望とそれから4県の取り組みが始まったという報告がありましたけれども、この辺の本気度について少しお話いただければ。やっぱりここが私は基本だと思うんですね。有明海自体が陥っている構造的なそのヘドロの堆積も含めてどうするかという抜本的な対策を講じなければ、覆砂をすれば全てが解決するなんていう安易なことでは困るというふうに思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○平山水産振興課長 これまでに担当者会議が2回開かれたという御報告をいたしましたけれども、その中でも、まず有明海全体の泥土の堆積状況を調査するような提案を4県のほうからさせていただいているところがございます。その中でしっかり泥土の土量あたりも出して、抜本的な対策につながるような提

案をさせていただきたいと思っております。

○平岡水産局長 会議のほうには私が出席しておりますので、ちょっとその辺のお話をさせていただきたいと思います。

先ほど平山課長からも説明がありましたけれども、いわゆるその泥土の堆積等、そういったのが本県としては非常に問題になっていきますので、抜本的対策を講じる必要があるということで、43ページにちょっと資料を準備しておりますけれども、国に対する本県からの提案の(1)にありますけれども、抜本的対策を講じる必要があるので、国のリーダーシップのもとに、4県だけじゃなくて国交省や環境省など国の関係省庁も協調して、実効ある対策を講じていただきたいと、そういった提案をしております。

そういった中で、国からの回答というのがありますけれども、(1)のところにあります。

当初、スピード感を持って取り組むために、小回りがきくように農水省の中で今動いている会議、予算で始めようと思っていたけれども、いわゆる農水省だけでは難しいということ、これを国としても理解したので、協議会の中では、農水省の事業だけにとらわれず、再生に必要な事業について広く検討を行うという形で回答をいただいたということでございます。さらに、その連携の仕方については、国のほうで研究をさせてくれというような形で最終的にそういった回答をもらって、これから協議を進めていくという形になったということです。

○鬼海洋一委員 特措法が生きてるんですね。ですから、やっぱりこの問題は一番重要な点ではないかというふうに思います。部長、やっぱりこれは、国が本格的にこの特措法に基づいて構造的な問題点というのを明らかにしていくという作業抜きにはなかなか難

しいんじゃないでしょうかね。

ですから、県としても、これは非常に大きな政治課題としても取り組んでほしいということをお願いしておきたいと思います。

○森浩二委員長 ほかに。

○松岡徹委員 42ページと43ページですね。

この環境改善連絡協議会と中長期開門調査、この関係ですね。これはどういうふうに県としては対応しようとしているんでしょうかね。

○平山水産振興課長 有明海漁場環境改善連絡協議会につきましては、当時の農林水産大臣の発言に基づいて設置された会議でございます。国におきましては、中長期開門調査の実施をしない、ただ、有明海の再生は必要であるという判断をされて、中長期開門調査は実施しませんけれども、再生のための取り組みを進めるために、この連絡協議会というのが設置されたところでございます。

本県が従来から主張してまいりました中長期開門調査の実施が必要という立場は変えておりませんが、この有明海の再生に結びつく取り組みであればということで、この協議会に参加をして取り組みが進むように国に対する意見を申し述べているところでございます。

○松岡徹委員 それで、この再生事業そのものを否定するわけじゃないんですけど、振り返ってみると、有明海異変でノリの大変な被害があつて第三者委員会ができたでしょう。第三者委員会としては、短期・中期・長期開門の3段階の提案をしたんですけども、その当時の亀井農水大臣が——いわばちょうどあなたが言ったとおりだね、課長が、開門調査はしませんと、そのかわりに再生事業をやりますというようなことで方針を出した

のよね。それに基づいてずっとやられているわけですね。それがちょうど10年前なんですよ。今が2014年だから、2004年にね。

それから、調べてみると、僕が持っている資料では、農水関係だけで、いわゆる覆砂や作濡や海底耕うんですね、こういうのをやってきたわけだけども、どれだけお金がかかったかというところ、430億かかっている。そのうち289億が覆砂、作濡、海底耕うんでね。

ところが、今鬼海委員も言われたけれども、基本的に問題が解決されつつあるのかと。ノリの問題にしても、タイラギの問題にしても、魚の問題にしても、ある面では深刻さは変わってないし、深刻な面はうんと出ているわけですね。そここのところの基本的な認識を欠いて進めたら、10年前と同じようなことを繰り返しているようなもので、農水だけで430億と言ったけれども、熊本県はどれだけかかっているんですか。この10年間、亀井大臣が言ってから。

○平山水産振興課長 正確な数字を私ども把握いたしておりません。ただ、覆砂事業等へのハード事業に係る部分と、それと私ども水産振興のほうで受けております実証調査に係る部分がございます。

○松岡徹委員 覆砂、作濡、海底耕うんでしよう。この3つ。

○平山水産振興課長 私ども水産振興課のほうで所管しておりますのが、有明海特産魚介類生息環境調査というのがございまして、漁業者の皆様に……。

○松岡徹委員 あなたが答えきれぬなら、ほかの人でもいいから。私が言ったように、覆砂、作濡、海底耕うんを中心とした再生事業430億の中で、農水関係、どれだけ熊本県はこの10年間で出しているかと聞いているわけ

ですよ。その10年間というのは意味があるわけだよ。亀井大臣が、この開門調査はしませんと、それで再生事業をやりますということでも予算をずっと組んできたわけですよ。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課ですが、10年間といいますと、なかなかちょっと即答できる数値が出せないんですが、実は……(松岡徹委員「出せないならいいです」と呼ぶ)13年から25年までの数値というのはあります。13年から、大体覆砂事業、作濘、削土等をやっけてまして、有明海において大体37億ですね。13年から25年までですから、約13年間。

○松岡徹委員 僕が持っている資料では、42億700万円、熊本県関係が。

○原田漁港漁場整備課長 ここ10年ですか。

○松岡徹委員 10年間で42億もつぎ込んでいくわけですよ。

○原田漁港漁場整備課長 八代海まで入れますと41億ぐらいです。

○松岡徹委員 それから、開門調査をしないということで、調整池があるわけだけれども、あそこの調整池の水質改善なんかで、長崎県からいただいた資料に基づいて計算すると、550億円かかっている。というのは、下水道の事業とかそういうのも含めてなんですけれども。

ところが、僕は、おととい、ちょうど長崎で漁民の皆さんと農水との話し合いがあったんです。その話を聞いとると、とにかく調整池から出る汚濁水というか、これで本当にノリがだめになる、タイラギがだめだという声がか——この調整池の汚濁水の問題については、前回の委員会でも僕は言いましたけれど

も、550億円かけて、むしろただただ出す水によって有明海が汚されて漁場が壊されているということがあるわけ。

ですから、10年間かけてやって有明海の問題が基本的に解決できない道を、また仕切り直して同じように進めるということでは何も解決しないと。再生事業そのものは、それは覆砂にしても海底耕うんにしても作濘にしても必要だと思うんだけど、やっぱりちゃんとした開門調査と結びつけて進めていかないと、この問題は解決しないと、有明海の問題はということだと思うんですよ。

この点は、部長どうですか。基本的な認識、鬼海委員も——いわばその場しのぎのことをやっても、この10年のスパンで見ても解決できないじゃないですか。

以前、熊本県の有八特別委員会が提言をまとめたときに、その当時の有八特別委員会では、いわば国の再生事業だけでなくて諫干問題も提言項目に入れたんですよ。だから、それはしっかり堅持して、そこでやっぱり突破口を開いていくためのリーダーシップを熊本県が果たすということが必要だと思いますので、その点いかがですか。

○谷崎環境生活部長 これはなかなか答えづらい部分でございませうけれども、今長崎県の農業の方とそれから佐賀県の漁民の方との争いとして最高裁で争っている問題でもございませうが、少なくとも4県協議の場においては、農林省も申し上げておるように、その開門調査については触れないということの前提で4県が集まっていますので、この協議は、今松岡委員からもおっしゃったように、やっぱり有明海、八代海の再生という意味合いでは、何としても進めなきゃいけない部分だろうと。

これはもう前回も申し上げましたように、やっぱり漁民の方々の切実な思いとして、諫干がそのままの状態であろうが、この再生を

何とかしなきゃいけないという部分に対して、4県で課題認識をとって事業を進めていきたいということで、これは私も大事なことだと思いますので、それはそれで否定できないことだと思います。

ただ、諫干については、確かに冒頭に申し上げましたように裁判の問題にもなっておりますので、そういった問題の中で、国のほうでどういうリーダーシップをとっていかれるかというのは、4県協議とはまた別の問題として取り組んでいただかなきゃいけない部分だろうと思います。

先ほど鬼海委員のほうからも話が出ました。やっぱりこの海の構造的な問題というのは、それが原因としてその諫干の問題に行くのか、それとも本当に有明海そのものがこの閉鎖的な海域としての根本的な問題としてほかにあるのかということも含めて、国のほうの今後の検討を待ちたいと思っております。

以上です。

○松岡徹委員 4県協議そのものは、否定はしないんですよ。それはそれで進められつつあるわけだから。ただ、10年間で430億と言ったけれども、これは農水関係だけなんです。有八特措法の主務大臣というのは農水大臣だけじゃないんですよ。総務があるし、文部科学省があるし、国土交通省もあるし、経済産業省も環境もですよ。だから430億円どころじゃない、トータルで見れば。それだけつぎ込んでも、この10年間基本的に変わらないという現状があるわけですね。裁判だと言うけれども、熊本県はいわば開門調査を求めてきたわけでしょう。そこのところをやはりきちっと貫いていくといいますか、ということは、部長として当然述べるべきだと思うんですけどもね。

○谷崎環境生活部長 今松岡委員がおっしゃいましたように、私ども県としては、開門調

査については、ぜひお願いしたいということで要望しております。ただし、やっぱり開門調査の結果として、海域にいろんな影響が出る場合についての懸念も一方では示しておりますが、開門調査については、ぜひ進めてもらいたいということは姿勢として示しております。

○松岡徹委員 あなた、そういうことを言うけれども、もう少し有明海の歴史とかデータとかを考えてほしいと思うんだけどね。開門するですね、この間開門したことがあるんですよ、短期開門でね。あのときは、わずかな期間だったけれども、随分環境が変わって、タイラギなんかもとれるようになって、ずっとあの周辺の底生生物、それをトータルとして出した資料があるんです。底生生物が前年比よりも6割ぐらいぐっとふえた時期が1回だけあるんです。それは短期開門調査をした後なんですよ。だから、最初はそれは汚濁水が出るかもしれぬけれども、やっぱり海の浄化力というのはそんなもんじゃないから、やっぱり変わっていくんですよ、環境は。そういうことだということですね。

それから、もう1つ、ほかの要因もとあなた言ったけれども、それも含めて本当に何なのかと。この有明海異変、いわば宝の海と言われた有明海が、こんな状態になったのは何なのかと。それをはっきりさせようということで、開門調査をやるべきだということで、第三者委員会も示したし、福岡高裁の確定判決もそれを言ってるわけです。やっぱりはっきりさせようと、諫干なのか、そうじゃないのかということですよ。そういうことも含めて開門調査の意義はあるわけで、どうですか、その辺は。

○谷崎環境生活部長 今松岡委員がおっしゃったようなこと、考え方も含めて、私どもとしては開門調査の必要性を説いているわけで

ございます。そういう意味で、私どもの姿勢としては変わってないわけですが、ただ、今、ほかの海域のメカニズムとして、どういう原因があるのかということも、一方では、諫干は諫干として置いたにしても、今の有明海の置かれた状況というのを、4県がそれぞれそろって協議することで、そのあたりのメカニズムについての検討というのものなされるものと期待しております。

○松岡徹委員 それで、この4県協議の中から、前回農水大臣が佐賀に行ったときに、この中から諫干の問題に行くかもしれないという発言をしているのをちょっと紹介したですよ。新聞記事を、前回の委員会でね。だから、この4県協議は4県協議の中で煮詰める中で、本当にこれでいいのかということで開門調査に迫っていく可能性もあるかもしれない。それはさまざまな形で努力をする必要があるだろうと思いますね。

○森浩二委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 今の問題で、もう一言言わせていただきたいというふうに思うんですが、今松岡委員のほうからもお話がありましたように、なぜこうなったのかという構造的な側面を本気になってやっていくことができれば、結果として諫早のほうに行くかもしれない、行かないかもしれないということだと思えますよ。だから、もうここまで来たならば、やっぱり本気になって県もそれから国にも取り組んでいただけるような、その機運をつくっていく努力をぜひしてほしいということを申し上げておきたいと思えます。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

それでは次に、地球温暖化対策に関する件について質疑はありませんか。

○荒木章博委員 毎回、この温暖化には、いろんな、マイカー通勤とか、パーク・アンド・ライドとか、空港ライナーとかを含めて、取り組みをしていますね。そうした中で、県民総ぐるみの決起集会とか、いろんな、国を挙げて県を挙げて電気自動車の普及、それ等を含めて努力をされているんですけども、ここ1つ、今温暖化で影響があるかわからないんですけども、阿蘇の灰塵、非常に爆発で、県民も農作物を初めいろんなところに大変な影響力が実際出ていますけれども、そういった中で、そういう連携とか環境とかの取り組みというのはどういうふうに今考えていかれるのか、ちょっとお尋ねしたいと思ってですね。全く関係ないのか、こういう環境破壊がやっぱり行われるわけですけども、そういった中で、どういうふうな新たな取り組みというのは考えられていくんですか。

○佐藤環境立県推進課長 今荒木委員のほうからお尋ねがございましたのは、温暖化対策にどのように連携して取り組んでいくかという御質問ということでよろしいでしょうか。

○荒木章博委員 非常に直接的に影響はないとは思いますが、阿蘇のヨナとかの取り組みとか、今地球がちょっとおかしくなっている。そういった中で、今県がいろんな温暖化対策の取り組み方というのを取り組んでおられるようですけども、そういった中で、やっぱりもっと何か、より国のそういう専門機関、地震とかも含めた専門機関と連携をとっていかれるようなことは考えられないのかなというふうに思っていますね。

直接は、火山のことですから、自然のことですから関係はないかもしれないけれども、やっぱり京大地震研究所ですか、そういった、九州には幾つか地震研究所関係のがあるかと思うんですけども、そういったところ

とも少しずつ連携をとりながら、やっぱり環境破壊に対する取り組みあたりも、少しずつ——毎回同じテーマ、やり方の説明だから、そういうところも今後考えていくべきじゃないだろうかということをやっと思ったわけなんですけれども。

○佐藤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

今荒木委員の御指摘は、例えば今回の阿蘇山の噴火も含めて全体的に研究機関と広く連携をとってはどうかということですが、阿蘇山のことに关しましては、今のところまだ取り組みは進めておりませんが、温暖化対策についての取り組みを若干御紹介させていただきますとすれば、前回の委員会でも、もっと一歩突っ込んだ取り組みをしたらどうかという御指摘もありまして、そこら辺整理をしてみました。まずは、今やっておりますような県民や企業に対する啓発行為、それは当然引き続き拡大をしていかなければいけないと思います。

それから、もう一つは、県としましては、率先行動としての取り組み、これも継続をして引き続き取り組んでいきたいと思っております。一歩さらなる温暖化防止のためには、家庭や事業所レベルにとどまらずに、社会全体の仕組みとか生活、事業活動の基礎そのものをやはり省エネ型に変えていくことが非常に今後は重要なことと思っております。

例えば、今回県庁がLEDに照明を更新しておりますが、このLEDに代表される省エネ機器ですとか、エネルギー消費を見える化して効率的な使い方につなげるスマートメーターの導入ですとか、断熱材を活用した省エネ住宅の拡大などが非常に効果的であるということであれば、そういった国や企業とも連携した取り組みが——今荒木委員のほうからも御指摘がございましたが、そういった連携した取り組みが必要になってくるのかなとい

うふうに考えております。

県としても、そうした製品の省エネ性能に関する情報提供ですとか、またマネジメントシステムの導入、それから省エネ診断の活用、そういったことに力を入れていきたいと思っております。

○荒木章博委員 これからは、ちょっとやっぱりそういう地球環境対策あたりも、やっぱりこういう異常気象の状況の中では、いろんなことを今から考えたり、そういう専門家を呼んで、連絡とか勉強会とかそういうものややっぱり考えていかなきゃいけないときになってきたんじゃないかなというふうに思っているんですね。

もちろん、小さいいろんな事業をやることは、もう当然やっていかなきゃいけないと思うんですけども、そういう地震、火災、災害にかかわる取り組みは、ちょっとまた一つ踏み込んで、こういうような、特に、熊本県内初め、九州は非常に被害をこうむっているものですから、そういったところも今後取り組んでいただきたいというふうに要望したいと思います。

それと、毎回私も述べるんですけども、環境教育ですね。小中学校における教育委員会の取り組みあたり、実際どのくらいの規模で、そういう研修あたり、そういう専門家を招いて、中学校、高校での普及は、どのくらい今なってますか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○浦川義務教育課長 教育委員会の義務教育課でございます。

義務教育課のほうでは、環境立県推進課と連携いたしまして、出前授業というのを——主管課は環境立県推進課でございます。今年度、有明海、八代海の再生ということでの出前授業が36校で行われております。そして、熊本らしいエコライフということで、この出

前授業が12校で行われているところがございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 非常に、36件というのは少し伸びていっているということですか。

○浦川義務教育課長 昨年度が25校でございますので、今36校ということで、学校数はふえております。

○荒木章博委員 引き続き、そういう子供たちにおける環境教育というのは、やっぱり小さいころからの教育活動は大切だと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○松岡徹委員 各課の課題の取り組みのところに全部共通して入っているのは、新エネ、省エネの対応ですね。これは全部入っているんですけども、それで新エネルギーに関連してちょっと聞きますが、この間、太陽光発電の買い取り拒否と申しますか、これ自体は、再生可能エネルギー促進法の規定に照らせば、それに違反するともないことだと思うんですけども、熊本県内でも、やっぱり太陽光発電をやっているいろいろな取り組んでいる人たちに大きなショックを与えたと思うんですけども、実際、太陽光発電を申し込む、承認をすると、承認した量の、それを実際発電にいわば生かしているといえますかね、発電を始めているのは、九電の場合は何割ぐらいというふうに熊本県としてはつかえますか。

○村井エネルギー政策課長 まず、発電につきましては、九州経済産業局の設備認定と九電の系統連系の接続という2つの段階がございますので、わかりやすい数字で言います

と、九州経済産業局が、メガソーラーについては、8月末時点で公表している数字を申し上げますと、設備認定、つまり稼働はしてないけれども認定だけとっているのが、熊本県分が404件で、そのうち稼働中なのが57件ですので、設備認定をとっているものの1割強しかまだ稼働してないという状況であると認識しております。

○松岡徹委員 これは、国会の議事録なんかを見てみると、大体2割弱になっているんですよ、今あなたが言われたようにね。だから、大騒ぎするほどのものじゃなかったですよ、実際は。それだけ承認しているけれども、実際電力化しているのは、まだ2割も行っていない。だから本当に、送電線だとか蓄電設備をするとか、そっちのほうを急いでやれば、かなり対応できるわけですよ。

角度を変えてもう一つ見ると、今度は、再生可能、再エネ特措法ですね。促進法じゃなくて特措法の規定では、いわば電力会社間の規定があるわけですね。どうなっているかというと、余剰電力について、電気の取引の申し込みを行うと。域外の電気事業者に対して、経済的に成立する範囲で連系線を用いて余剰の電気を販売する、こういうような規定があるわけですね。つまり、電力会社間で、いわば協力して連結して補っていくという制度も、これは再エネ特措法の規定であるわけです。

だから、そういうようなこともやって、いわばせつかく再生可能エネルギーについての取り組みが進み始めているわけだから、それを抑えるんじゃないくて、どう伸ばしていくかというようなことが、今の局面の捉え方としては大事だと思うんですね。熊本県は、知事も再三言っておられるように、やっぱり再生可能エネルギーを大きくふやしていくという方向で今皆さん方も努力されているわけだから。

ところが、昨今のいろんな政府の動きを見ると、例えば再生可能エネルギー促進法のほうは民主党政権のときにつくったものだから、これについては、どこどこを見直すとか、そんな感じで、やっぱりいろいろなことが議論されている。私は、そうじゃなくて、再エネのほうをどう伸ばすかということで、いわば促進法、特措法の規定を基本的に生かしながら進めていくことが必要だと。答弁はしにくいと思いますけれども、部長どうですか、その辺の基本的な考え方。

○村井エネルギー政策課長 方向的には、先生がおっしゃるように、再生可能エネルギーを伸ばす方向で、今国においても検討されているというふうに私どもは認識しております。

現在、系統ワーキンググループというのが、九州電力が回答保留しましたすぐ後できまして、年内をめどに、電力会社の接続可能量の検証であるとか、あるいは接続可能量の拡大方策等について審議が行われておりますので、そのワーキンググループからの報告を受けて、新エネルギー小委員会等で年内を目途に基本的な方針が出ると思いますので、それは決して新エネルギーを抑える方向じゃなくて拡大する方向性ではないのかなというふうに私どもは認識しております。

○松岡徹委員 それは、今政治と金でつまずいた小淵大臣もそういうふうに答弁している、あなたが今言ったようにね。だから、それはそれで、そうなんだけれども、例えば何かこう九電が買い取りをしないと云ったら、ばあっとそれだけがひとり走りして、実際は、その契約したうちのどれだけを今電力にしているのかというようなことなんかは余り表に出てこないんですよ。

やっぱりそういう点をよく分析をして、何かこう企業の側がぐっと揺り戻しをしてくる

——ここでは議論はしないけれども、やっぱり原発との関係で、いろんな思惑からやってくるのに対して、しっかり腰を据えて分析をして、基本的には温暖化もやっぱり防ぐと。

それから、原発もやっぱり人類とは共存しないという立場で、再生可能エネルギーを大勢にすると。ドイツなんかは、2000年の時点では6%だったのが、今は28.5%まで再生エネが来ているんですよ。そういう取り組みを熊本県が先頭に立ってやっていただきたいと要望して、答弁は要りません。

○鬼海洋一委員 今お話の中で、九州産業局で許可した404件、そして配電連系やって404件ですよ。57件しか稼働していないというお話がありました。いろんな説もあります。コストが下がるまで待って、つまり42円で契約した人、それから38円で契約したものがあるというふうに思うんですが、随分言われてきたのが、当初42円で契約したもののなかで、実際つけているのが非常にわずかだと。この理由はどういうものかということまでは把握されてますか。このギャップについて。

○村井エネルギー政策課長 今、九州経済産業局で設備認定をとった24年度分からのもので稼働してないものについては、聴聞等を聞いて理由を聞いて、その理由が認められない場合には取り消しという方向を出しておられますので、先生がおっしゃった理由というのは、何かそれぞれの事業者で違うとは思いますが、例えばパネルとかが値下がりするのを待つような方もおられるかもしれませんが、今後、そういう方、設備認定だけとった方というのは、どんどん縮小する傾向に国としては持っていかれる方向だと認識しております。

○鬼海洋一委員 設備認定をとれば、その契約総量というのはおのずと決まるわけですか



ら、そうすると、その契約容量というのが、つまり今言われている九州電力の買い取りの制限という、発電量と需要量のこのバランスの問題ですよね。そこにある以上は、それを重視していかなきゃならぬわけですから、まずは、この辺を整理しないと新たな契約については進んでいくことができないという事情等についても、やっぱりお互いが知っておく必要があるんじゃないかというふうに思ったものですから、あえて発言いたしましたけれども、その点もぜひ、中身についても公開できるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、質疑を終了いたします。

その他の項目です。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 ないですね。

それでは、続きまして、付託調査事件の閉会中の継続審査についてお諮りします。

付託調査事件については、引き続き審査する必要があると認められますので、本委員会を次期定例会まで継続する旨、会議規則第82条の規定に基づき議長に申し出ることにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で本日の議題は全て終了しました。

それでは、これをもちまして第20回環境対策特別委員会を閉会いたします。

午前11時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長